**平成２２年（フ）第１７２６号**
仙台市太白区西中田６丁目９番15号　セジュール舘Ⅱ―102
債務者　高橋　智昭
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７３６号**
仙台市泉区将監９丁目２番10―106号
債務者　田地　　令
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７８３号**
仙台市青葉区堤町１丁目１番３―1203号
債務者　若林　宇興
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８３０号**
仙台市泉区山の寺２丁目17番10号
債務者　清和真由美（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８４３号**
宮城県名取市小山２丁目５番26号
債務者　川原　　忍（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１９２３号**
仙台市太白区富田字八幡東105番地の１　フレンドリー富田403、従前の住所仙台市太白区柳生２丁目10番地の１　グリーンハイツＴ202
債務者　千葉恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第７１号**
宮城県気仙沼市常楽183番地　村上アパート５号、前住所宮城県気仙沼市九条265番地５
債務者　村上　郁江
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２２年（フ）第７２３号**
茨城県那珂市菅谷6191番地　船橋コーポ１―101、旧住所茨城県那珂市菅谷3749番地２
債務者　山縣　芳隆
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第７５７号**
茨城県ひたちなか市笹野町３丁目861番地９
債務者　フォトショップユウこと　及川　義夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第７６３号**
茨城県小美玉市小川1641番地２
債務者　郡司　賢一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第４５５号**
茨城県かすみがうら市下稲吉3280番地２　アクティブ七福101、前居住地茨城県土浦市おおつ野５丁目12番19号
債務者　渡辺スエオこと　ＷＡＴＡＮＡＢＥＳＵＥＯ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４６１号**
茨城県稲敷郡阿見町中央６丁目10番２号
債務者　有坂みつ子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４６７号**
茨城県かすみがうら市宍倉6148番地60
債務者　佐藤　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第３１号**
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井231番地
債務者　小材眞由美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２２年（フ）第３４号**
栃木県真岡市飯貝1318番地、住民票上の住所栃木県栃木市大平町新1394番地１　ボルネージュ102
債務者　根本美奈子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２２年（フ）第３０９号**
群馬県太田市亀岡町401番地１　尾島ヴィレッヂＢ―102号
債務者　ズルカルネン
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第６７号**
福井県大飯郡高浜町西三松第８号６番地
債務者　髙橋　義明
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部